

令和3年12月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年（ネ）第1535号謝罪広告掲載等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所
平成29年（ワ）第43360号）

口頭弁論の終結の日 令和3年10月5日

5

判

決

東京都千代田区

一般社団法人日本平和学研究所内

控訴人兼被控訴人

小 川 榮 太 郎

（以下「第1審被告小川」という。）

10

東京都千代田区

控訴人兼被控訴人

株 式 会 社 飛 鳥 新 社

（以下「第1審被告飛鳥新社」という。）

同代表者代表取締役

大 山 邦 興

上記両名訴訟代理人弁護士

喜 田 村 洋 一

15

大阪市北区中之島2丁目3番18号

被控訴人兼控訴人

株 式 会 社 朝 日 新 聞 社

（以下「第1審原告」という。）

同代表者代表取締役

中 村 史 郎

同訴訟代理人弁護士

秋 山 幹 男

20

同

近 藤 卓 史

同

秋 山 淳

主

文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は、各控訴人の負担とする。

25

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 第1審被告小川及び第1審被告飛鳥新社（以下、これらを併せて「第1審被告ら」という。）

(1) 原判決中第1審被告ら敗訴部分を取り消す。

(2) 前項の部分につき、第1審原告の請求を棄却する。

5 2 第1審原告

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 第1審被告らは、第1審原告に対し、各自別紙謝罪広告目録記載1の謝罪広告を、同目録記載2の条件で、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞及び東京新聞の全国版朝刊に各1回掲載せよ。

10 (3) 第1審被告らは、第1審原告に対し、各自5000万円及びこれに対する平成30年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、日刊新聞を発行している第1審原告が、その報道を批判する書籍によって名誉を毀損されたと主張して、これを執筆した第1審被告小川及びこれを出版した第1審被告飛鳥新社に対し、民法723条に基づき、名誉を回復するの
15 のに適当な処分として謝罪広告の掲載を求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償として5000万円及びこれに対する不法行為後の日（訴状送達の日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

20 原審は、第1審原告の請求のうち、第1審被告らに対し連帯して200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分を認容し、その余の部分を棄却したところ、第1審被告らが認容部分を不服として、第1審原告が棄却部分を不服として、それぞれ控訴をした。

25 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決3頁23行目の「48から63まで」を「48から51まで、56から63まで」に改めるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の2から4まで

(原判決 2 頁 1 9 行目から 1 2 頁 2 行目まで) 及び原判決別紙主張対照表 1 及び 2 (原判決 4 3 頁から 5 1 頁まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

第 3 当裁判所の判断

- 5 1 当裁判所も、第 1 審原告の請求のうち、第 1 審被告らに対し連帯して 2 0 0 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める部分を認容し、その余の部分を棄却すべきものと判断する。

その理由は、2 のとおり加除訂正し、3 のとおり第 1 審被告らの主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」
10 (原判決 1 2 頁 3 行目から 4 1 頁 4 行目まで) に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2(1) 原判決 1 3 頁 2 4 行目から 2 5 行目にかけての「いずれも」を「前者については故意によるものをいうことが通常であるし、後者についても」に、1
4 頁 1 行目の「個人攻撃を続けた」を「個人攻撃し続けた」にそれぞれ改め、
15 同行目の「(4 頁),」の次に「「加害側には冤罪事件を計画、実行した『主犯』が存在するのである。いずれの案件も、朝日新聞である」(5 頁),」を加える。

- (2) 原判決 1 6 頁 1 9 行目の「1 7 頁」を「1 8 頁」に改める。

- (3) 原判決 1 7 頁 2 0 行目の「このような」から 2 1 行目から 2 2 行目にかけ
20 ての「否定し難い」までを「本件記述 4 の内容は、第 1 審原告はスクープの意味をなくさないために特定の議員の質疑や籠池理事長らの会見内容を全く伝えなかったというものであるから、本件摘示事実 4 のような事実を摘示しているものと解される。そして、このような本件摘示事実 4 は、それ自体、
報道機関に対して期待されている報道姿勢と大きく異なるものであり、第 1
25 審原告が信用のできない報道機関であるとの印象を与えるものである」に改める。

(4) 原判決 18 頁 16 行目の「与える。」の次に「なお、第 1 審被告らは、本件摘示事実 5 のうち「森友問題の疑惑を解消し得た」の部分は判断を含むものであり、摘示事実とすることは相当ではないと主張するが、この点は、証拠等に基づき客観的にその真実性の判断ができるものであるから、上記主張は採用できない。」を加える。

(5) 原判決 21 頁 25 行目の「うかがわれない。」の次に「本件記述 9 において用いられている「黙殺」という文言は何らかの意図をもって報道していないことをうかがわせるものであり、」を加える。

(6) 原判決 22 頁 20 行目の「述べている」を「述べ、その推論が真実に近いものであることを強調している」に改める。

(7) 原判決 28 頁 13 行目末尾の次に行を改めて「なお、この点に関し、第 1 審被告らは、報道機関が、報道に当たって、取材の過程で当然に分かっていたことを欠落させ、あるいは取材の過程では分かっていたことを殊更に触れるようなことがあれば、読者のある方向に誘導する故意があったというべきであり、森友問題及び加計問題における第 1 審原告の報道には上記のような点があったことから、本件書籍においてねつ造と表現したものであると主張するが、「ねつ造」の前記のような意味からすれば、ねつ造に係る事実が存在しないことを知っていたことが故意の内容に含まれるというべきであり（このことは客観的な証拠から認定することが可能である。）、第 1 審被告らの上記主張は採用できない。」を加える。

(8) 原判決 29 頁 15 行目末尾の次に行を改めて「また、第 1 審被告らは、本件摘示事実 2 は疑惑の存在を指摘するものであるから、真実性の証明の対象は疑惑の存在そのものであると主張するが、そもそも本件記述 2 は、「何よりも衝撃的なのは…（第 1 審原告が）ひたすら『安倍叩き』のみを目的として、疑惑を『創作』したことだ」と記載しており、これを読んだ一般読者としては、第 1 審原告が、虚偽の事実や疑惑を報道する信用のできない報道

機関であるとの印象を受け、このことが第1審原告の社会的評価を下げるのであるから、第1審原告が疑惑に根拠がないとの認識を有していたことが真実性の証明対象になるというべきであり、第1審被告らの上記主張は採用できない。」を加える。

5 (9) 原判決31頁23行目の「この事実の」の次に「真実性の」を加える。

(10) 原判決32頁22行目の「この事実の」の次に「真実性の」を加える。

10 (11) 原判決33頁23行目の「そこで検討するに、」の次に「本件記述7が第1審原告の意図をうかがわせる内容とともに『総理の意向』でないことが分かってしまう部分を全て隠蔽して報道し続けた」などとしていることからすれば、一般の読者は、本件記述7から、第1審原告が『総理の意向』でないことが分かってしまう部分を故意に隠蔽したという内容を読み取ることができるのであり、第1審原告が「本件区域計画の認定が安倍首相の意向によるものではないと理解できる部分を隠蔽した」という事実が本件摘示事実7の重要な部分に当たると解される。そして、」を加え、34頁1行目の「原告が」から3行目の「との事実」までを「上記事実」に改める。

15 (12) 原判決37頁22行目末尾の次に「第1審被告らは、第1審原告が本件文科省文書のうち「総理のご意向」に関する部分のみを大きく取り上げ、これ以外の部分をほとんど取り上げていないことを本件記述13のように表現したものであると主張するが、本件記述13には『総理の意向』以外の部分を徹底的に隠した」などの内容があることからすると、一般の読者は、本件記述13から、第1審原告が、本件文科省文書の「総理のご意向」以外の部分を全く取り上げなかったとの印象を受けるのであり、そうすると、上記部分を殊更に隠蔽したことが本件摘示事実13の重要部分であると解されるところ、この事実を認めるに足りる証拠がないことは上記のとおりであるから、
20 第1審被告らの上記主張は採用できない。」を加える。

25 (13) 原判決39頁8行目の「組織的暴力団」を「組織的暴力犯罪集団」に、9

行目の「報道ギャング」を「情報ギャング」にそれぞれ改める。

(14) 原判決 40 頁 5 行目冒頭から 6 行目末尾までを「第 1 審原告が日刊新聞を発行しており、紙面等を通じて自己の主張を明らかにし、損害の拡大を防ぐことができる立場にあるということができる。」に改める。

5 3 第 1 審被告らは、本件記述 1 は、本件書籍の帯と本件書籍の 7 頁という別々の場所に記載されたものであるから、これらをまとめて本件記述 1 とすることは相当ではないと主張する。

しかしながら、本件記述 1 は、「“スcoop” はこうしてねつ造された」「本当は何が問題だったのか？－明かされる真相」（帯）、「別々の問題をまったく
10 同じ手法で事件化する『虚報の連鎖』」（帯）、「『虚報』で政治をぶち壊し続ける『報道機関』の存在」（7 頁）と記載され、第 1 審原告がスcoopをねつ造したこと、第 1 審原告が虚報をしたことという、同趣旨であり、かつ、本件書籍のいわば主題を示す部分であると解され、原判決も、本件記述 1 に含まれる各記述について、それらが本件書籍の帯と 7 頁というそれぞれ別の場所に記載
15 されていることを明示しつつ、その意味を上記のように統一的に理解した上で、それらの各記述が第 1 審原告の社会的評価を低下させるものであるか否か、それらの各記述に真実性が認められるか否かなどを検討しているのであり、これらの各記述を一体のものとして読ませることを想定したり、これらが繰り返し記述されていることに意味を持たせて解釈論を展開したりするという検討手法
20 を採用しているものではないから、原判決が採用した検討方法は合理的なものであって、この点についての第 1 審被告らの主張は採用できない。

また、第 1 審被告らは、本件記述 2 は、本件書籍の 5 頁と 19 頁という別々の場所に記載されたものであるから、これらをまとめて本件記述 2 とすることは相当ではないと主張する。

25 しかしながら、本件記述 2 は「何よりも衝撃的なのは、仕掛けた朝日新聞自身が、どちらも安倍の関与などないことを知りながらひたすら『安倍叩き』の

